

(平成24年9月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和44年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月21日から同年6月9日まで

私は、昭和34年10月30日から平成8年12月20日までA社に勤務した。昭和44年5月21日にA社C工場から同社B工場に転勤したが、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いので納得できない。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員名簿、申立人に係るD健康保険組合の加入記録及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社は、「人事異動は基本的には1日付けであるが、給与の締め日の関係から21日付けで行われることもあるため、申立人は、昭和44年5月21日付けでB工場の所属になったと考えられる。」と回答していること、及び申立人と同時期に、同社C工場から同社B工場に異動した同僚の記憶から、申立人の同社B工場における資格取得日は、同社C工場における資格喪失日と同日の昭和44年5月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和44年6月の社会保険事務所（当時）の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和50年4月21日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月1日から50年4月21日まで

私は、昭和49年4月頃にB社からA社に異動し、50年4月20日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

私が所持している厚生年金基金加入員証によると、資格喪失日は昭和50年4月21日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C企業年金基金から提出された申立人に係るD厚生年金基金加入員台帳及び申立人が所持する厚生年金基金加入員証等によれば、申立人のA社に係る加入員資格喪失日は昭和50年4月21日と記載されていることから、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和49年8月1日とされているが、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には、同日付けで標準報酬月額が変更された記録が記載されているものの、資格喪失日が記載されていない。このことについて、日本年金機構は、この原因は不明であると回答していることから、社会保険事務所（当時）における年金記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和50年4月21日に訂正することが

必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述のD厚生年金基金加入員台帳における申立期間の標準給与月額から、9万8,000円とすることが妥当である。

福島国民年金 事案 790

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 9 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から 50 年 3 月まで
申立期間の国民年金については、私の父が加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父が申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていた。」と述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 1 月 14 日に払い出されたことが確認でき、この時点で、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のほとんどの国民年金保険料は過年度保険料となるどころ、申立人に係る特殊台帳及びオンライン記録によれば、申立人の国民年金保険料は、納付済みとなっている期間について、全て現年度納付されていることが確認できる上、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の父は既に亡くなっていることから、当時の具体的な状況を確認することができない。

さらに、A 市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人又はその父が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 791

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から平成元年 3 月まで
申立期間の国民年金については、私の母が加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母が昭和 58 年 7 月頃に申立期間の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。」と述べているところ、申立期間において A 市に払い出された国民年金手帳記号番号を調査しても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母は既に亡くなっていることから、当時の具体的な状況を確認することができない。

さらに、申立人は、「母が兄の国民年金保険料も一緒に納付していた。」と述べているものの、申立人の兄は、昭和 54 年 12 月から 62 年 9 月までの期間の国民年金保険料が未納となっている。

加えて、申立期間は 69 か月と長期間である上、申立人又はその母が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から 46 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 46 年 2 月まで

私は、母から自分や弟妹全員が国民年金に加入していると言われていた。弟や妹が 20 歳になった際、母が加入手続を行ったにもかかわらず、長男の私に申立期間の加入記録が無いのは納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が 20 歳になった際、母が A 市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。」と述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 4 月頃に払い出されたことが推認でき、この時点で、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母は病気のため、当時の状況を聴取できず、具体的な状況を確認することはできない。

さらに、申立期間は 34 か月と長期間である上、申立人は、「弟妹は 20 歳から国民年金の加入記録がある。」と述べているところ、申立人の弟は 20 歳になって国民年金に加入しているものの、20 歳到達直後の 13 か月の国民年金保険料は未納であり、申立人の妹は 20 歳到達時点では厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。